

2021年(令和3年)2月11日(木)

# 南海トラフ家屋復旧で協定

## 県、東京の支援協会と締結

県は10日、南海トラフ地震発生時に損壊することが想定される家屋の復旧事業



協定を締結した日本補償コンサルタント復興支援協会の三川益行理事(右から2人目)ら。県庁

県は10日、南海トラフ地震発生時に損壊することが想定される家屋の復旧事業について、一般社団法人の日本補償コンサルタント復興支援協会(東京)に支援を求める協定を結んだ。

016年の熊本地震や18年の西日本豪雨で実務を担った同協会のノウハウを被災した県内市町村で生かす狙いだ。

県環境対策課によると、南海トラフ地震では発生頻度が高い地震(L1)で約2万7千棟、最大クラスの地震(L2)で約12万8千棟が県内で全壊することが想定される。復旧を担う市町村が国から補助金を受けられるためには、被災状況の調査や家屋の図面を作成した費用積算など、専門的な事務作業が必要になる。

協定では、災害時にこれらの知見を必要とする市町村が県に応援要請し、県が同協会へ補償の専門家の現地派遣を依頼することが盛り込まれた。

10日の締結式で県林業振興・環境部の川村竜哉部長は「災害時に手薄になる部分を支援いただけることになり、心強い」と話した。

(加藤秀彬)